令和7年7月発行　朝霞市人権庶務課・こども人権相談員（小学1年生～3年生用）

こども・ほっとそうだん 通信 第3号

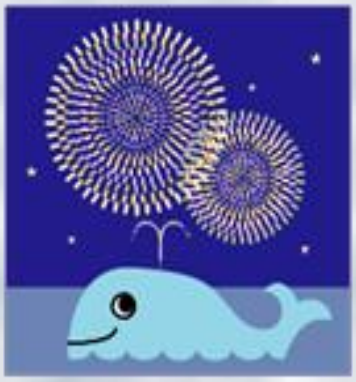

まいにち、あついですね。みなさん、げんきにすごしていますか。
朝霞市で『こども・ほっとそうだん』がはじまり、6月で1年がたちました！
いつも、みなさんのいろいろな声をきかせてくれてありがとう。
『こども・ほっとそうだん』では、みなさんが生まれながらにしてもっている、こどもの権利をたいせつにし、みなさんのおはなしをひみつをまもってきいています。どうしたらよいか、かいけつにむけていっしょにかんがえます。
なつやすみもやっています。みなさんのおはなし、きかせてね。

『こどもの権利』をしっていますか？ ③

にほんをふくむ、せかいのくにぐにできめている国連『こどもの権利条約』には、4つの原則（基本的なかんがえ方）があり、げんそく1つ目は『差別の禁止』（差別されない権利）でした。

そして、**げんそく2つ目は、『こどもの最善の利益』（こどもにとってもっともよいことを）**です。こどもにかんけいのあることがきめられ、おこなわれるときには、そのこどもにとって、いちばんよいことは何かをだいいちにかんがえなければならない、というけんりです。

この「こどもにとってもっともよいこと」というのは、大人がこどものためによかれとおもって、こどものことをこどものいけんをきかずに、かってにきめてしまったりしないことで、こどもとおとながきもちやかんがえをつたえあい、おたがいになっとくできるようにはなしあってきめた「よいこと」です。

みんなは自分のきもちやかんがえを言葉で上手につたえることができますか。むずかしいときもあると思います。もやもやするけど、自分の本当のきもちがわからなかったりすることもありますよね。それでも大人は、ていねいに、こどものかんがえをきかなくてはなりません。

ならいごとやおうちでのルールなど、あなたにかんけいすることをきめるときに、あなたのきもちやかんがえをきいてもらえていますか？もし、きいてもらえていない、自分のきもちがわからない、つたえるゆうきがでないと思ったら、『こども・ほっとそうだん』にそうだんしてくださいね。

こども・ほっとそうだん

そうだんほうほう

でんわ

あってそうだん（よやくしてね）

てがみ

そうだんフォーム

そうだんフォーム

☎ 048-423-4120

せんもんのそうだんいんは水よう日・金よう日
午前9時30分～午後4時30分　※祝日、年末年始はお休みです。
月よう日～金よう日　午前8時30分～午後5時15分も電話できます。

©むさしのフロントあさか